

令和 2 年 11 月 16 日 総務部

行政手続及び内部手続における押印見直しの取組状況について

令和 2 年 11 月 4 日時点における 各部局等（県警を除く）で所管する手続について押印の原則廃止に向けた見直しの取組状況は以下のとおりです。

1 見直しの対象

行政手続：県民、事業者を対象に県で受付を行う申請、届出等の県独自の行政手続のうち、押印を求めているもの。

内部手続：人事関係、庶務関係、会計関係等の行政内部の手続において、職員や事業者等に押印を求めているもの。

2 行政手続の見直し状況の概要

(1) 取組状況

	独自手続数	うち押印が必要な手続 (見直し対象)	存続も含めて検討	廃止の方向で検討	
					うち廃止済または廃止の方針を決定
防災対策部	19	19		19	2
戦略企画部	27	21	2	19	2
総務部	36	33		33	9
医療保健部	107	75	10	65	1
子ども・福祉部	39	30	3	27	
環境生活部	198	134	9	125	18
地域連携部	71	71		71	
農林水産部	232	182	6	176	16
雇用経済部	107	101		101	2
県土整備部	68	63	2	61	3
出納局	50	50	1	49	
企業庁	17	15	8	7	1
病院事業庁	10	10		10	2
教育委員会	138	121	9	112	27
他の各種委員会	29	22		22	
計	1148	947	50	897	83

※11/4 時点の集計値。今後内容の精査を進めるため値の変動が生じる場合もあります。

(2) 存続も含めて検討している 50 手続の主な課題

①実印＋印鑑証明で厳格な確認をしている手続について、同等の代替措置の検討が必要。(15手続)

- (例) 奨学金等の貸与に係る連帯保証人の押印等
- ②申請者以外の第三者の法人が証明する証明書等において、押印に代わる法人の意思確認手段の検討が必要。(13手続)
- (例) 修学資金返済免除等に係る勤務先の就業状況の証明等
- ③権利・義務に係る法人の意思確定の確認方法で、押印に代わる手段の検討が必要。(12手続) (例) 工業用水権利又は義務の譲渡承認申請
- (3) 廃止済または廃止の方針を決定した83手続の内訳
- ・既に廃止したもの 19手続 ・年内に廃止予定 24手続
 - ・年度内に廃止予定 40手続
- (例) 行政財産貸付(使用許可)申請、後援名義使用申請

3 内部手続の見直し状況の概要

(1) 取組状況

	押印が必要な 手続	存続も含め て検討	廃止の方向で検討		
			うち 廃止済	うち廃止の 方針を決定	
知事部局・各種 委員会・企業庁、 病院事業庁	601	—	601	41	122

※11/4 時点の集計値。今後内容の精査を進めるため値の変動が生じる場合もあります。

(2) 押印が必要な手続

- ・(内訳) 人事関係 380手続、会計関係(※会計規則にかかるものを除く) 160手続、庶務関係 61手続
- ※会計関係のうち、会計規則にかかる諸手続の押印については、全部局にまたがる共通事項であることから、出納局が中心となって検討しており、廃止できるものについては、規則等改正のうえ、年度内に廃止します。なお、入札や契約等にかかる押印の見直しについては、国等の動向も注視しながら進めます。

(3) 廃止済または廃止の方針を決定した163手続の内訳

- ・既に廃止したもの 41手続 ・年内に廃止予定 92手続
 - ・年度内に廃止予定 30手続
- (例) 人事関係の各種申請書・届等の様式の押印欄の廃止

4 今後の取組

- ・押印を廃止した行政手続については、随時とりまとめのうえ県ホームページに掲載して周知を図ります。
- ・現在検討中のものについては、最終的に県民や事業者の方々の利便性が向上するかといった観点も踏まえ、年度内の原則廃止に向けて内容の精査を進めます。また、存続も含めて検討中のものについては、同種の法定手続の動向も参考に検討を進めます。